

「税理士とその関与先のために」 創業以来の理念です。

日税グループは、税理士先生、関与先様および税理士団体と手を携え、
各種サービスの提供を通じて、税理士先生と関与先様の繁栄、団体の発展に貢献いたします。

日税グループの各種業務について、ご案内いたします。



株式会社 日税ビジネスサービス

集金事務
研修

- ① 顧問料や会費などの集金事務代行
- ② 後継者や従業員の育成・教育支援と採用支援

株式会社 日税不動産情報センター

不動産
不動産M&A

- ① 相続の事前・事後の対策、納税資金確保のための不動産売却
- ② 不動産鑑定評価、権利調整、有効利用、財産評価サポート等

株式会社 日税経営情報センター

総合コンサルティング

- ① 相続前の相続税簡易計算
- ② M&Aの活用による法人所有不動産の売却・現金化＝資産・事業承継
- ③ 株価算定から実際の承継までの最適なスキームの提案＝組織再編・事業承継税制などの利用
- ④ 経営計画の作成をはじめ各種補助金・助成金・ファクタリングを活用した資金調達支援

株式会社 共栄会保険代行

保険

- ① 全国税理士共栄会の取り扱うアフラックの生命保険をはじめ、事業保険や相続対策等の保険コンサルティング／生命保険を活用した企業リスク対策

株式会社 日税信託

商事信託

民事信託

- ① 認知症対策や障がい者支援のための信託等

株式会社 日税サービス

保険

- ① 全国税理士共栄会や各税理士協同組合の取り扱う団体保険をはじめ、事業保険や相続対策等の保険コンサルティング／生命保険・損害保険を活用した企業リスク対策

株式会社 Doitプランニング

保険

- ① 全国で50カ所を超える拠点を有し、全国税理士共栄会の制度商品をはじめ幅広い保険コンサルティング／IFA(独立系ファイナンシャルアドバイザー)登録事業者として運用サービスを提供

日税グループ各社の
サービス内容・問合せ先については、
こちらからお問い合わせください！



関与先様からこのようなご相談はございませんか？

資金調達・事業拡大に関するニーズ

- ✔ 新規事業立ち上げ資金を確保したい
- ✔ 納税資金確保のため不動産を売却したい
- ✔ 補助金・助成金を活用したい
- ✔ 資金調達を行うにあたり経営計画の作成が必要
- ✔ 拠点拡大のための土地を探している
- ✔ 新たな事業参入のために買収を検討している

事業承継・リスクに関するニーズ

- ✔ 事業承継税制を活用したい
- ✔ 後継者への事業承継のタイミングで持株会社を作りたい
- ✔ 勇退するときの退職金を準備したい
- ✔ 事業承継にあたり、残す事業と売却する事業を分けたい
- ✔ 経営者・従業員等の方が一時的保障を準備したい

日税グループの強みとワンストップでの複合的な事例のご紹介

日税グループの強み

個々の会社の提案だけではなく日税グループが一体となり、「事業の持続可能性」や「資産・事業承継」の検討段階から実行そしてフォローまでを、税理士先生と一緒にご提案・対応することができます。また、ワンストップで複合的にソリューションの提供を行うことができるため、お忙しい税理士先生や関与先の皆様に効率的にご提案できます。

▼ 一般的な流れ ※個々の会社からそれぞれ提案



▼ 日税グループの流れ ※グループ会社で連携してOneストップで提案



【事例】法人所有の不動産売却にM&Aを活用

資産価値の高い不動産を所有している関与先様には、単純に不動産を売却するよりも税制面でのメリットのある、法人ごと不動産を売却する「不動産M&A」が有効なケースもあります。

▼ 単純売却と不動産M&Aの比較例

不動産を5億円で売却した場合(例)

単純売却後、会社を清算

$$5\text{億円} \times (1-35\%) \times (1-50\%) = 1.63\text{億円}$$

不動産M&A

$$5\text{億円} \times 70\% \times (1-20\%) = 2.8\text{億円}$$



※1 所得税や住民税を合算し50%と仮定
※2 時価と簿価の差額などを考慮し、30%のディスカウントと仮定
(注) この計算式は仮定に基づく概算です。実際の数字とは異なる可能性がございます
(注) 成約時には別途、規定の報酬を申し受けます

▼ 利用された税理士先生の声

「不動産M&Aを日税にお任せして正解でした」

不動産を所有している会社のオーナーから事業承継の相談がありました。日税にお願いすると、不動産の単純売却と不動産M&Aのシミュレーションを無料で提供され、納得のうえで不動産M&Aに踏み切れました。また、買手探しも不動産売却の観点とM&Aの観点の両方からアプローチしていただき、満足のいく価格を提供した買手と成約することができました。



このように日税グループであればグループ各社で連携し、ワンストップで複合的な提案ができます。
そうだ「日税」に聞こう!とお気軽にご相談ください。

税理士先生の皆様

収入の高い経営者さまこそ、
がん治療保険の必要性を考えてみませんか？

**既に医療保険・がん保険にご加入中の経営者様
退院後の抗がん剤治療への備えは出来ていますか？**

入院ではなく、通院による治療期間が長期化する可能性のある**抗がん剤治療**。
高額療養費制度を使ったとしても、高収入の経営者様ほど自己負担は重くなります。

**加入方法として、個人契約ではなく
法人契約で検討してみてもいかがでしょうか？**

福利厚生プランのご案内

※加入条件につきましてはパンフレットをご参照ください。

- 解約返戻金なし・終身保障・終身払いのため**全額損金**
- 契約者 = **法人**
- 被保険者 = **役員・従業員**
- 受取人 = **役員・従業員**
※個人口座へ支払（**医療給付金のため非課税**）

詳細情報につきましては、直接ご案内させていただきます。

ぜひ担当者の**立川 志保美**までご連絡ください。

TEL:080-5943-7943

メール : tachikawa-s@nichizei.com

- 今後、お客様のご要望により金融商品の勧誘を行う場合がございます。
- 保険商品によっては、外貨による為替リスクや、運用リスク、低解約返戻金期間のある商品がございますので、商品説明に不明な点等ございましたら、事前にご確認のうえご検討ください。
- 当資料は、特定の商品を推奨するものではありません。
保険商品の概要につきましては、各保険会社の商品パンフレット等にてご確認ください。
- 法人向け商品は、被保険者様に万一のことがあった場合の保障を目的とする商品です。
- 「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同等となり、節税効果はありません。
- 保険本来の趣旨を逸脱する行為、例えば「保険料の損金算入や課税時期の繰延による法人税額の圧縮」を主たる目的とする保険加入や名義変更等は、税務署からも租税回避行為と認識される可能性があることから、お勧めしておりません。



経営者様向け がん保険のご案内

〈 企業におけるがん対策の重要性 〉

がんになっても治療しながら働ける時代、

がん治療と仕事の両立を支援する取り組みが重要です。

経営者ご自身ががんになった場合の保障に加えて、従業員様の保障にも備える必要があります。

従業員様を大切にする姿勢によって**企業の魅力度が高まり、**

優秀な人材の確保・定着にも有効です。

——— 企業に必要ながん対策とは何でしょうか? ———



両立

仕事と治療の両立のために
必要な制度と職場環境の整備



相談

安心して必要な相談ができる体制づくり

がん対策を行うことで以下のようなメリットが期待できます

従業員
エンゲージメントの
向上

がん治療と仕事の
両立によって
がんによる離職者減少

企業の魅力度
向上による
人材確保力の向上

既に医療保険・がん保険に加入されている経営者様も 「がん保険」の必要性について考えてみませんか？

高額療養費制度で月々の自己負担額は抑えられますが、
がん治療が長引くと費用が大きくなることもあるため備えることが大切です。

高額療養費制度の自己負担額について

69歳以下の場合 例 60歳 男性 (所得区分 ④ の場合)



1か月に100万円の
医療費がかかった場合

自己負担額は **254,180円**



所得区分	ひと月の自己負担限度額 (世帯ごと (*2))	4回目からの自己負担限度額 (*3)
① ~年収 約370万円	57,600円	44,400円
② 年収 約370万円~約770万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
③ 年収 約770万円~約1,160万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
④ 年収 約1,160万円~	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
⑤ 住民税非課税者	35,400円	24,600円

(*2) 世帯ごとの合算については、所定の条件があります。 (*3) 同一世帯 (同じ健康保険に加入している方に限ります) で1年間 (直近12か月) に3回以上高額療養費が支給された場合は、「多数回該当」となり4回目以降の自己負担限度額が軽減されます。

※2025年9月現在の公的医療保険制度に基づいて記載しています。詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

※年齢や所得によって自己負担額は異なります。

法人で加入するメリットを活かして賢く備える

point 1

休業保障

経営者様・従業員様が「がん」で通院などの不測の事態になった場合、**がん保険の給付金を経営資金や見舞金などに活用**できます。

※経営資金は、売上減少対策・法人の資金繰り等のことを指します。



point 2

一生涯の保障 (*4)

在職中はもとより、経営者様のご勇退後・従業員様のご退職後も個人名義に変更することで、**一生涯の保障 (*4)として継続**できます。

※個人名義に変更後の保険料は、経営者様または従業員様のご負担となります。

(*4) 更新型の特約は除きます。



支払保険料の取扱いについて

ご紹介のプラン (終身払・定額タイプ) の場合、法人が支払った保険料は、**全額損金に算入**となります。
ただし、**節税効果はありません。**

税務の取扱い等については、2025年3月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合もございます。具体的な経理処理につきましては、所轄の税務署または税理士にご相談ください。ご加入のご検討にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご参照のうえ、税務取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

一般的に契約者を法人にした場合、給付金は法人が受け取り、**「お見舞金相当額」**を被保険者様に支払う形態が多く存在します。

しかし、アフラックの従業員の福利厚生プラン **case2** ならば、

契約者 = 法人 被保険者 = 役員・従業員 受取人 = 役員・従業員

個人口座への受取りが可能となり、給付金は非課税枠の適用となります。

Case 2 参照

法人契約の経理処理について(解約払戻金無型)

case 1



被保険者	役員・従業員	給付金受取人	法人(*1)(*2)
保険料の処理		給付金の処理	
法人側の処理 (会計処理)	被保険者側の処理 (課税関係)	受取人側の処理 (課税関係)	
損金(支払保険料)※	非課税	益金(雑収入)(*3)	

- (*1) 受取人が法人の場合には、被保険者が役員(経営者)だけであっても、法人が支払った保険料は損金扱いになります。ただし、節税効果はありません。
 (*2) 「慶弔見舞金規定」を整備し、役員・従業員に周知しておくことをお勧めします。
 (*3) 給付金を見舞金として役員・従業員に支払った場合は、それが社会通念上相当の金額と認められる場合には福利厚生費として損金処理となりますが、過大と認められた場合は、社会通念上相当と認められる金額を超える部分が給与課税の対象になります。また、見舞金を受け取った役員・従業員は社会通念上相当と認められる場合は非課税ですが、社会通念上相当と認められなかった場合には、それをを超える部分について給与として課税対象になります。

case 2



被保険者	役員・従業員全員(原則) ^(*4)	給付金受取人	役員・従業員
保険料の処理		給付金の処理	
法人側の処理 (会計処理)	被保険者側の処理 (課税関係)	受取人側の処理 (課税関係)	
損金(福利厚生費)	非課税	非課税	

- (*4) 役員・従業員の大半を同族が占めていないことが必要条件となります。

case 3



被保険者	特定の役員・従業員	給付金受取人	役員・従業員
保険料の処理		給付金の処理	
法人側の処理 (会計処理)	被保険者側の処理 (課税関係)	受取人側の処理 (課税関係)	
損金 (役員給与、従業員給与)	給与所得として課税対象。 ただし介護医療保険料 控除の対象となる。	非課税	

- ※「支払保険料」を損金算入しても、「保険金・給付金」等を法人が受取った場合は益金に算入され、節税効果はありません。
 また、法人から役員等への名義変更についても、原則、節税効果はありません。
 ●本資料の掲載内容は2025年3月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後の税制改正によって変更になる場合がありますのでご注意ください。
 具体的な経理処理につきましては、所轄の税務署または税理士等にご相談ください。
 ●ご加入のご検討にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご参照のうえ、税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

おすすめのがん保険を **裏表紙** でご案内しています

保障と相談サポートで

あなたによりそう
がん保険
マイト

経営者の皆様におすすめのプランです。
高額療養費制度を踏まえて、3つのプランから選べます。

福利厚生におすすめのプランです

診断給付金不担保特則付き
治療給付金に関する入院・手術・放射線治療不担保特則付き

		治療給付金額 30万円	治療給付金額 20万円	治療給付金額 10万円	保険期間 ▼
治療 治療給付金 がん・上皮内新生物の 治療を目的として、 所定の抗がん剤治療・ ホルモン療法・ 緩和療養を受けたとき	該当した月ごと 30万円 ホルモン 療法のみ の場合 15万円	該当した月ごと 20万円 ホルモン 療法のみ の場合 10万円	該当した月ごと 10万円 ホルモン 療法のみ の場合 5万円	終身	
	1日につき 10,000円				
通院 通院給付金 所定の通院をしたとき	1日につき 10,000円				
がん診断保険料払込免除 上皮内新生物保障特則付き		がん・上皮内新生物と診断確定されたとき 以後の保険料はいただきません (保障は継続します)			

■月払保険料例 [集団取扱]

上記プランの場合 定額タイプ 解約払戻金無型

(がん診断保険料払込免除特約)付き(上皮内新生物保障特則付き) 保険料払込期間:終身

(単位:円)

契約日の 満年齢 (歳)	治療給付金額 30万円		治療給付金額 20万円		治療給付金額 10万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
25	3,470	4,190	2,520	3,020	1,570	1,850
30	4,110	4,990	2,980	3,600	1,850	2,210
40	6,120	6,820	4,430	4,910	2,740	3,000
50	9,560	8,210	6,920	5,890	4,280	3,570
60	15,820	9,930	11,420	7,070	7,020	4,210
70	24,940	11,440	17,840	8,090	10,740	4,740

●保障の開始まで所定の待ち期間(保障されない期間)があります。●(がん診断保険料払込免除特約)なしおよび記載のない年齢の保険料につきましては募集代理店までお問い合わせください。●記載の無い年齢および特約の保険料につきましてはお問い合わせください。●記載している保険料・保障内容などは2025年9月現在のものです。●商品の詳細については、「契約概要」等をご覧ください。

●上記以外にも個人に合わせた柔軟な設計が可能です。詳しくは募集代理店までお問い合わせ・ご相談ください。

■サービスがご利用いただけます

ご契約後のサービス

アフラックのよりそうがん相談サポート



専門知識を持ったよりそうがん相談サポーターがあなたの不安や悩みによりそって、解決を支援します!

ポイント1

がんに関する不安や悩みの総合窓口として
お一人おひとり異なる
不安や悩みの解消をサポート

ポイント2

治療に伴う医師や家族、
職場との関わりなど幅広いお悩みに伴走

ポイント3

ご相談は無料で
何度でも利用可能

●アフラックのよりそうがん相談サポートは、アフラックがグループ会社を通じて行うサービスとして提供します。●よりそうがん相談サポートで提供する各種サービスの内容は、2025年9月現在のものであり、将来変更される場合があります。●よりそうがん相談サポートはアフラックのすべてのがん保険(責任開始日を迎えていて、かつ有効な契約)の被保険者様が被保険者様自身のがんに関して利用できるサービスです。●サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ(<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>)にてご確認ください。

[募集代理店]

[引受保険会社]

株式会社 共栄会保険代行

TEL:0120-922-752

本社住所:〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1
(新宿エルタワー29階・2階)

Aflac

アフラック 東京第一総合支社

〒163-0023 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
Tel.03-6757-2603